

事務事業名	大東ふれあい運動場管理事業		所属部	教育委員会	所属課	社会教育課スポーツ文化振興室	
総合計画体系	政策名	〈IV〉ふるさとを学び育つまち〈教育・文化〉		所属G	スポーツ文化振興G	課長名	藤原 典裕
	施策名	〈30〉生涯スポーツの振興		担当者名	村上 正和	電話番号	0854-40-1073 (内線) 2242
	目的対象	市民	意図	生涯を通じて、スポーツや運動に親しみ、スポーツや運動を楽しみ、支える。			
	基本事業	〈088〉スポーツ環境の充実		予算科目	0:15001 3:01016	大事業名	体育施設管理事業
目的対象	市民	意図	スポーツ活動に親しむ。				

1 現状把握【DO】

(1) 事務事業の概要

① 対象(誰、何を対象にしているのか)	② 意図(対象がどのような状態になるのか)
市民	施設を利用することにより、体力の向上、健康増進等が図られ、交流を通して人づくり・地域づくりに繋げる。
③ 事業内容(期間限定複数年度事業は全体像を記述)	
事業期間 <input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 ( H16 年度～ ) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( 年度～ 年度 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大東ふれあい運動場(陸上競技場、球技場)の施設管理運営(直営)</li> <li>・使用申請受付は大東中学校で、使用料徴収は社会教育課で対応</li> <li>・フィールド等の芝管理及びグラウンド整備を雲南市シルバー人材センターへ委託</li> <li>・施設管理に関わる関係者との協議 など</li> </ul>
④ 主な活動	⑤ これまでの改革・改善経緯
R5年度実績(R5年度に行った主な活動) 写真判定装置の更新(スポーツ振興くじ助成金活用)、公認検定のための施設改修と公認検定の受検、施設維持管理費の支払い、施設管理に係る関係者との協議、施設の使用許可と使用料徴収、施設修繕	(この事務事業に関してこれまでどのような改革改善をしているか?) 令和5年度予算において、写真判定装置の更新と公認検定継続のための部分改修を実施した。

(2) 事務事業の指標

成果指標	単位	R3年度(実績)	R4年度(実績)	R5年度(実績)	R6年度(計画)
ア 施設利用者数	人	6,213	5,222	6,753	7,000
イ					
ウ					
エ					

(3) 事務事業のコスト

① 事業費の内訳 (R5年度決算)	② コストの推移	単位	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(決算)	R6年度(計画)	
需用費 1,433千円、役務費 48千円、委託料 2,437千円、使用料及び賃借料 67千円、原材料費 24千円、備品購入費 15,084千円 計 19,093千円	財源内訳	国庫支出金	千円				
【財源】大東ふれあい運動場使用料 552千円、スポーツ振興くじ助成金 4,800千円  <繰越明許> 役務費 197千円、委託料 119千円、工事請負費 9,223千円 計9,539千円		県支出金	千円				
		地方債	千円				
		その他	千円	487	508	5,352	400
		一般財源	千円	3,340	3,921	23,280	4,297
	事業費計	千円	3,827	4,429	28,632	4,697	

2 事後評価【SEE】

① 事業実績における成果	<p>中学校の部活動をはじめ、高校や地元企業、体協等により、野球やソフトボール、サッカー、陸上の大会会場として利用があった。</p> <p>(繰越明許)全天候舗装等修繕工事、陸上競技場第三種公認検定業務</p>
② 事業実施するうえでの課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上競技場は県内でも数少ない全天候型の陸上競技場として、県内外を問わず多くの人が施設を利用されている。</li> <li>・球技場は、中学校の部活動をはじめ体協等により、野球やソフトボールの大会会場として、年間を通じ多くの人が利用している。</li> <li>・電気料や芝の管理等が多額であるが、現在の経費は最低限必要である。</li> </ul>
③ 課題解決に向けた改革改善等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度において施設の部分改修を実施し、日本陸連より第3種公認競技場の認定を受けた。</li> <li>・スポーツ振興くじ助成金を活用し、写真判定装置を更新した。</li> <li>・陸上競技場の設置そのものは施策に沿ったものと考えられるが、第3種公認競技場である必要性はかなり限定的である。これまで公認種別を変えることによる事務の負担軽減などを検討してきたが、日本陸上競技連盟等からの通知により、第4種に変更しても第3種とほぼ同等の施設が求められることとなった。この件については、県内他自治体からの反発も強く、今後の推移を見守りたい。</li> </ul>